

年金制度の概要と将来展望

経過

年金(恩給)は、1875年の海軍の退隠令、1876年の陸軍の恩給令、その後、1883年の文官恩給令が制定され、部署によつてのバラバラな恩給制度を一本化し、1923年恩給法が制定された。そして公務員共済(国家公務員1958年、地方公務員1962年)に移行し年金という名称となった。(国民年金は、1959年)

制度は、いわゆる「仕送り方式(世代間扶養)」現役世代が、保険料18.3%(現行、当分固定)を負担し、現在では、年金支給額の財源の内、70.6%の割合となっている。なお、マクロ経済スライドは、次世代への貯金的視点から、抑制している。いわば、双方痛み分けの観点である。



